

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志木市長 香川武文

市町村名 (市町村コード)	志木市 (28)	
地域名 (地域内農業集落名)	羽根倉地域 (羽根倉揚水組合、対象農地所有者・耕作者)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、耕作地の面積が狭く、農道整備や、用排水路の整備が進んでおらず、集約化が進んでいないため、効率的な農作業を行うことができない状況である。
不耕作農地が増えており、周辺の耕作者が無償で除草作業を行っているが、高齢者が多く、後継者がいない現状であり、新規就農者の参入もないため、今後更に不耕作農地の増加(担い手不足)が懸念される。
農地中間管理機構は、出し手が受け手を確保した状態でないと活用できないため、課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後、道路整備、用排水路整備を行い、効率的に耕作がしやすい環境づくりを検討していく。
・担い手離れ防止、新規就農者の参入のため、基盤整備事業の検討を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

田(水稻)、畑

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作者が大きな区画を効率的に耕作できるよう、圃場の整備(集積・集約化)を国、県、関係機関に要望していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手の確保について、農地中間管理機構へのあっせんを検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状計画はないが、今後、担い手離れ防止、新規就農者の参入のため、基盤整備事業を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化や、不耕作農地の発生防止を図るため、JAの殺虫剤散布・栽培・耕耘・除草作業等の農業支援サービスを活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕作放棄地対策	

【選択した上記の取組方針】

耕作放棄地対策で葎の刈払いや、排水路の清掃等所有者を含めた対策を検討実施していく。